

# 東広島市市民文化センター使用料

(単位：円)

## アザレアホール

使用料	入場料等を徴収しない場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
6,500	8,600	10,800	12,800	16,500	22,000	7,800	10,400	12,900	15,500	19,800	26,400	
9,750	12,900	16,200	19,200	24,750	33,000	11,700	15,600	19,350	23,250	29,700	39,600	
営利目的の使用 時間超過料金	1時間までごとに2,200円						1時間までごとに2,700円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに3,300円						1時間までごとに4,050円					

使用料	入場料等を徴収する場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
9,800	12,900	16,200	19,200	24,800	33,000	11,700	15,600	19,400	23,300	29,700	39,600	
14,700	19,350	24,300	28,800	37,200	49,500	17,550	23,400	29,100	34,950	44,550	59,400	
時間超過料金	1時間までごとに3,400円						1時間までごとに4,000円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに5,100円						1時間までごとに6,000円					

使用料	舞台のみを使用する場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
1,300	1,780	2,160	2,560	3,300	4,400	1,560	2,080	2,580	3,100	3,960	5,280	
1,950	2,670	3,240	3,840	4,950	6,600	2,340	3,120	3,870	4,650	5,940	7,920	
時間超過料金	1時間までごとに440円						1時間までごとに540円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに660円						1時間までごとに810円					

<b>楽屋1,2</b>	時 間	1
	使用料	430

※ホール使用に伴う楽屋の使用には冷暖房費、営利目的の追加料金はなし。

<b>研修室1,2</b>	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	860	1,110	250	170
営利団体の使用	1,290	1,540		

<b>研修室3</b>	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	650	840	190	130
営利団体の使用	970	1,170		

<b>日本間</b>	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	430	550	120	80
営利団体の使用	640	770		

<b>展示コーナー</b>	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	860	1,110	250	170
営利団体の使用	1,290	1,540		

- ※1 この表において「平日」とは1月5日から12月27日までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）をいう。  
 2 この表において「入場料等」とは入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。  
 3 この表において「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいう。ただし8時30分より前と22時以降の延長なし。  
 4 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含む。

## ホール附属設備一覧表

品名	数	単位	使用料 (1区分あたり)	使用料 (超過時間1時間 までごとに)
照明料(作業灯は除く)	—	1式につき	400	130
ピアノ	1	1台につき	5,000	1,670
反響板	1	1式につき	1,500	500
所作台(日舞用台付き) [91×364]	15	1枚につき	3,230	1,080
平台(台付き) [91×182]	10	1枚につき	0	0
平台(台付き) [121×182]	10	1枚につき	0	0
赤布(緋毛氈) [182×364]	6	1枚につき	0	0
赤長座布団 [50×182]	6	1枚につき	0	0
演台(花瓶台も含む)	1	1台につき	260	90
司会者台(花瓶台も含む)	1	1台につき	120	40
3点吊りマイクロホン	1	1本につき	390	130
コンデンサーマイクロホン(卓上.スタンド付)	4	1本につき	380	130
ダイナミックマイクロホン(卓上.スタンド付)	4	1本につき	310	100
ワイヤレスマイクロホン(卓上.スタンド付)	4	1本につき	340	110
指揮者台	1	1台につき	140	50
指揮者用譜面台	1	1台につき	60	20
演奏者用譜面台	40	1台につき	50	20
展示パネル [181×90]×6 [210×90]×7	13	1枚につき	0	0
机	40	1脚につき	0	0
いす	70	1脚につき	0	0
金屏風 [240×440]		一双につき	680	230
持込灯電気器具(定格消費電力の合計で算定)		1キロワットごと	110	40
液晶プロジェクター	1	1式につき	1,080	360
ビデオカセットデッキ	3	1台につき	450	150
レーザーポインター	3	1本につき	0	0
スクリーン	2	1式につき	230	80

※ 営利目的又は入場料を徴収する場合は倍額になります。

備考：

- この表において「一区分」とは、条列別表のホール使用料について定められた、午前、午後、夜間、の使用時間の1区分をいう。
- 持ち込み電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- ピアノの使用料は調律に係る費用を含まない。

## ホール以外附属設備一覧表

品名	数	単位	使用料 (1時間あたり)
コンデンサーマイクロホン(卓上.スタンド付)	1	1本につき	130
ワイヤレスマイクロホン(卓上.スタンド付)	2	1本につき	110
展示パネル [181×90]×6 [210×90]×7	13	1枚につき	0
机	40	1脚につき	0
いす	70	1脚につき	0
持込灯電気器具(定格消費電力の合計で算定)		1キロワットごと	40
液晶プロジェクター	1	1式につき	360
ビデオデッキ	3	1台につき	150
スクリーン	1	1式につき	80

※ 営利目的又は入場料を徴収する場合は倍額になります。

備考：

- 持ち込み電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。